

第2期 小松島市子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和2年3月
徳島県 小松島市

■ 計画策定の趣旨と背景

我が国の少子化は急速に進行しており、平成30年の合計特殊出生率は1.42となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

小松島市では、これまでに、平成26年度に「小松島市子ども・子育て支援事業計画」を策定(平成29年度改訂)し、子ども子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第2期小松島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

■ 計画の期間と位置づけ

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。中間年度には当初に策定した量の見込みと実績値を比較し、見直しが必要な場合は要因を分析し、見直しを行います。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)								
R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画策定	第2期小松島市子ども・子育て支援事業計画							
			中間見直し		評価・次期計画策定	次期以降(令和7年度～)		

■ 計画の基本理念

小松島市の子ども・子育て支援に関する取り組みについては、市の最重要課題の一つである「少子化対策」を目的とするものであると同時に、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものとします。

そのうえで、子どもたちが小松島市との結びつきを大切にしながら、幅広い社会性を身に付けた人間性豊かな心を持った大人に成長し、夢や希望をかなえることができるよう、市民が一体となって、「輝ける未来のまち」をつくっていくことを目指し、次の理念を掲げます。



みんなの支え合い・助け合いで

子どもが輝く 大人が輝く 未来が輝く こまつしま

■ 計画の基本的方針

この計画の基本理念の実現に向けて、5つの基本方針を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

① すべての子どもとその家庭への支援

親としての自覚と責任を高めつつ、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。



② 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援に努めます。



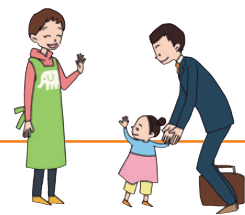
③ 地域社会全体で子育てを支援

地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりの構築に努めます。



④ 安心して仕事・子育てを両立することができる環境づくりへの支援

子育て家庭の親に対しては様々な保育サービスを充実することにより、安心して仕事・子育てを両立することができる環境づくりへの支援に取り組みます。



⑤ 「住んでよかった」「住み続けたい」地域ぐるみの子育て支援

小松島に住むすべての子どもたちが、それぞれが主体性をもっていきいきと輝いて生活できることができ、心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える、夢と希望のある営みへとつながっていく取り組みの推進に努めます。



■ 計画の基本目標と施策の方向性

基本目標 1 地域における子育ての支援

子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進します。

すべての子どもの健やかな成長を支援するために、子どもの居場所の整備など、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

- 教育・保育の見込み
- 地域子ども・子育て支援事業の事業量の見込み
- 放課後対策の総合的推進
- 子育て支援のネットワークづくり
- 児童の健全育成

基本目標 2 子どもや母親の健康確保と健康増進

安心して健やかな子どもを生み育てることができるように、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

- 子どもや母親の健康の確保
- 「食育」の推進
- 思春期保健対策の充実
- 小児医療の充実

基本目標 3 子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校・幼稚園・認定こども園・保育所等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

- 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 家庭や地域の教育力の向上



基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるように、地域住民や関係機関と連携を強化し、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

- 良質な住宅の確保
- 良質な住居環境の確保
- 安全・安心のまちづくりの推進等

5 仕事・子育てが両立できる環境の整備

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、幼児教育・保育の無償化事業など、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。



○仕事と子育ての両立の推進

6 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

子どもの心身の健全な発育に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携、協力を図ります。

また、貧困家庭やひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、障がい児が身近な地域で生活でき、障がいの程度に応じた保育・教育の場を整備するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

○児童虐待防止対策の充実
○母子・父子家庭の自立支援の推進
○障がい児支援の充実



■ 分野を越えて実施を目指す取り組み

子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、公共施設整備などの子どもと家庭に関わる行政分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念・基本目標を実現するために、分野を越えて実施を目指す具体的な取り組みとして次の2つの項目を設定します。

(1) 子どもの遊び場の確保

既存の児童遊園については遊具の修繕等を行い、子どもの遊び場の環境保全と事故防止を図り、新設される公園については誰もが利用しやすい施設となるよう計画的な整備を進めるよう連携します。

(2) 公立保育所等の運営形態や適正配置の検討

少子化により子どもの数は減少傾向にありますが、核家族化や働き方の多様化により、保育の需要は高くなっています。需要と供給のバランスを見極め保育施設の適正配置に努める必要があります。

■ 計画事業の量の見込み

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

小松島市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次の通り定めます。

事業区分		教育・保育等提供区域
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	市内全域
	2号認定(3～5歳:保育)	
	3号認定(0～2歳:保育)	
子育て支援事業 地域子ども・	放課後児童健全育成事業	市内8区域
	延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、妊婦健診事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、利用者支援事業	市内全域

○放課後児童健全育成事業の区域設定について



小学校区	教育・保育等提供区域	施設
南小松島小学校区	1区域	南小松島第一放課後児童クラブ 南小松島第二放課後児童クラブ 南小松島第三放課後児童クラブ 南小松島第四放課後児童クラブ 南小松島第五放課後児童クラブ
小松島小学校区	1区域	小松島放課後児童クラブ
北小松島小学校区	1区域	北小松島放課後児童クラブ
千代小学校区	1区域	(中郷児童館) (泰地児童館)
児安小学校区	1区域	児安放課後児童クラブ
芝田小学校区	1区域	芝田放課後児童クラブ
立江小学校区	1区域	(花しんぼり子ども園)
榎淵小学校区		
新開小学校区		
坂野小学校区	1区域	坂野放課後児童クラブ (目佐児童館)
和田島小学校区	1区域	和田島放課後児童クラブ

※児童館については校区を越えて利用する場合がある

・放課後対策の総合的推進について

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進します。



○教育・保育の事業量の見込み

認定区分	現状 (H30年)	見込み (R6年)	確保量 (R6年)	確保量 との差
1号認定 (3～5歳、教育希望)	108人	125人	190人	65人
2号認定 (3～5歳、保育必要・保育希望)	519人	438人	555人	117人
3号認定 (0～2歳、保育必要・保育希望)	324人	272人	365人	93人

○地域子ども・子育て支援事業の事業量の見込み

事業名	現状 (H30年)	見込み (R6年)	確保量 (R6年)	確保量 との差
1.時間外保育事業(0歳～5歳)	211人	199人	350人	151人
2.放課後児童健全育成事業(8区域合計)	283人	316人	361人	45人
3.子育て短期支援事業	45人日	35人日	70人日	35人日
4.地域子育て支援拠点事業(0歳～5歳)	10,319人回	4,607人回	15,120人回	10,513人回
5.一時預かり事業 幼稚園での預かり保育(幼稚園型)	4,636人日	8,397人日	32,340人日	23,943人日
一時預かり(一般型)	1,897人日	2,141人日	11,600人日	9,459人日
6.病児・病後児保育事業	182人日	153人日	322人日	169人日
7.ファミリー・サポート・センター事業	340人日	112人日	350人日	238人日
8.妊婦健診事業	355人	311人	311人	0人
9.乳児家庭全戸訪問事業	220人	187人	187人	0人
10.養育支援訪問事業	0人	5人	5人	0人
11.利用者支援事業	1か所	1か所	1か所	0か所

・幼児期の教育・保育の一体的提供と推進について

「小松島市の就学前教育・保育のあり方について(平成28年度改訂版)」に基づき、公立施設、私立施設を問わず、認定こども園の設置を推進しています。平成28年度に保育所からの移行及び保育所、幼稚園の統合により3か所の認定こども園が運営を開始しました。平成29年度にはさらに保育所1か所が認定こども園に移行しました。質の高い教育・保育の提供を行うため、幼稚園・保育所間の人事交流、教育・保育課程の策定、小学校との接続の強化などを進め、認定こども園での安全で快適な利用と円滑な運営を目指し体制の整備を図ります。

■ 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

■ 推進体制の整備

計画の推進にあたり、子育て支援に関係する部署だけでなく、道路整備担当課や公園整備担当課など、他の関係各課と連携を図り、相互で協力して取り組みます。

また、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

■ 情報共有の推進

計画の進捗状況や市内施設・サービス等の情報について、広報や市のホームページ等を活用して、周知・啓発に努めていきます。

■ 広域利用や県との連携

各種事業の広域利用、障がい児への対応など、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や徳島県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2. 計画の評価・確認等

計画の推進にあたり、計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課を中心とした具体的な取り組みの進捗状況についての把握に努めるとともに、「小松島市子ども・子育て会議」において、取り組みの実施状況についての点検及び評価を行います。

また、計画の実施状況については、年度ごとに進捗状況を把握・管理しつつ、利用者の動向を鑑み、国・県の動向や地域の環境に適合した事業展開に活かしていくものとします。

■ 制度利用のお問い合わせ先

子ども・子育て支援新制度に関することや認定申請などについて詳しくはこちらまでお問い合わせください。

0885-32-2114
(保健福祉部 児童福祉課)

第2期
小松島市子ども・子育て支援事業計画
【概要版】

発行年月：令和2年3月 発行：小松島市保健福祉部児童福祉課
〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
電話 0885-32-2114 FAX 0885-32-3738